

台風等緊急時における愛知県吹奏楽連盟関係行事の取扱いについて

平成27年4月25日

1 台風等による「暴風（雪）警報」が発表された場合または発表される可能性が非常に高い場合の愛知県吹奏楽連盟及び各部門連盟（各地区を含む）が主催する各種行事の取扱いについて

(1) 行事参加団体所属地区に暴風（雪）警報が発表または発表される可能性が非常に高く、相当な被害が予想され、道路の通行止め、電車の運休など交通に混乱をきたす恐れのある場合は、開催時刻の変更や開催の中止をする場合がある。

(2) 行事参加団体所属地区に暴風（雪）警報が発表された場合、警報解除後の対応は原則として以下の通りとする。

ア 午前7時までに暴風（雪）警報が解除された場合は、予定どおり行う。

イ 午前7時から午前9時までに暴風（雪）警報が解除された場合は、解除後3時間が経過した時刻を目途に開始する。

ウ 午前9時以降正午までに解除された場合は、解除後3時間が経過した時刻を目途に開始することができる。

エ 正午までに解除されない場合は当日の開催は中止とし、別途定める日に行事を開催することがある。

オ 行事中に暴風（雪）警報が発表された場合は、ただちに行事を中止し、別途定める日に大会を開催することがある。

カ 上記アからオについて、会場借用時間・審査員の滞在可能時間・各団体の参加可能・行事の終了時刻などを考慮し行事の運営が可能かどうか判断する。開催時間が変更になった場合は、出場順の変更などを考慮する。また、できる限り情報を前もって参加団体に周知徹底する。

キ 上記アからオのような形で行事を開催したことにより、参加しないことになった団体については棄権とする。

ク 行事の特性や会場の地理的条件等により、この申合せによりがたい場合は、各部門連盟等で取扱いを検討し、関係する各団体に周知する。

2 「特別警報（「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪）」が発表された場合の愛知県吹奏楽連盟及び各部門連盟（各地区を含む）が主催する各種行事の取扱いについて

(1) 行事の前日及び行事開始時刻前に本県に特別警報（「大雨」「暴

風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」)が発表された場合は、すべての行事を中止する。

- (2) 行事開始前に特別警報が解除された場合においても、災害の状況及び気象・交通機関等、安全が確保されることが明確になるまで行事を実施しない。
- (3) 行事中に特別警報が発表された場合は、ただちに行事を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・帰宅経路の状況等の情報収集に努め、参加者の安全を確保する最善の対策(会場留め置き、避難場所への誘導等)を迅速に行う。

3 地震の発生が予想される場合の愛知県吹奏楽連盟及び各部門連盟(各地区を含む)が主催する各種行事の取扱いについて

参加者等の安全確保のため、「東海地震注意情報」が発表された場合、又は「警戒宣言」が発令された場合には、その時点で当日予定した行事はすべて中止する。

この場合、「地震災害に関する警戒解除宣言」が発せられた場合等、安全が確保されることが明確になるまで行事は実施しない。

4 1から3の判断は県理事長の承認のもと、県大会等については各部門理事長、地区大会等については各支部長及び県マーチング大会についてはマーチング委員長が行う。

5 その他

- (1) 警報の発表が予想される場合は、申し込み時に記載されている緊急連絡先等を用い参加団体に事前の連絡を行う。
- (2) コンクール等の大会を後日開催する場合は、上位大会との日数(2週間前までに)を考慮して日時を設定する。この場合、審査員・会場などが変更になる場合もある。
- (3) この取扱いについてはコンクール打ち合わせ会において参加団体に周知する。

更に、県吹奏楽連盟のホームページの各種情報中の「台風等緊急時における愛知県吹奏楽連盟関係行事の取扱いについて」を各団体で確認することを連絡する。

- (4) 大学・職場・一般部門については、この措置とは別の判断で行事を実施することができる。